

平成30年度第2回清掃審議会

会議録

平成30年11月26日（月）午後2時開会

会場 新潟市役所本館6階 第3委員会室

平成30年度 第2回清掃審議会会議録

日時 平成30年11月26日（月）

午後2時から

会場 新潟市役所本館6階 第3委員会室

- 出席委員 山賀会長、西條委員、住吉委員、関谷委員、西海委員、阿部委員、井下田委員、石井委員、小林委員、鈴木委員、鶴巻委員、渡部委員
- 欠席委員 中澤副会長、石本委員、星島委員
- 事務局 長浜環境部長、鈴木廃棄物政策課長、塚本廃棄物対策課長、小林廃棄物施設課長

ほか

1. 開会

○石崎廃棄物政策課長補佐（開会挨拶・資料の確認）

○長浜環境部長挨拶：環境部長の長浜でございます。本日は皆さんお忙しい中、清掃審議会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

本日の審議会は、平成30年度の第2回でございます。第1回では、ごみ処理施設を2か所ほどご覧いただきました。現場をご覧いただくことで、収集されたごみが、どのように処理されていくのかという具体的なイメージを掴んでいただけたのではないかと考えております。

今日の審議の中では、先ほど司会からも若干説明がございましたが、現在進めております一般廃棄物処理基本計画に盛り込まれております、さまざまな施策の現状について、私どもで整理し、点検した結果をご説明申し上げまして、ご報告をさせていただきたいと考えております。

昨年度の第2回目にご説明しましたとおり、来年度に次の計画に向けての策定作業ということで、皆様方からご審議賜る予定でございます。そういった意味では、今日の評価が事前の助走といった位置づけになると考えております。

ご承知のとおり、現在のごみ減量制度がスタートしてから10年以上経過している状況でございます。10種13分別が始まって10年を過ぎたというところでございます。市民の皆様のご協力により、分別のルールが一定程度、定着したかなと考えておりますが、一方、ここ最近の状況といたしましては、1人1日あたりのごみ量が横ばいな状態で、リサイクル率につきましても、全国的に見れば悪くはない、いいほうなのですけれども、これもなかなか右上がりにならないという状況になっております。

そういった中で、施設におきましても、人口が減少することも伴って、ごみ量も当然減少していくわけで、そういった中で、現在の施設の体制でいいのかといった整理が必要だと考えております。

また、皆様ご承知のとおり、最近は食品ロスや廃プラスチックの問題がメディアに登場することが多くなっております。これは今に始まった問題ではないのですが、最近、にわかには注目を浴びたということで、世界的な問題であり、全国的に取り組んでいくべき問題であります。また、地方自治体と

いたしましても、やはり足元からどう行動していけば、これに寄与できるのかということも考えていかなければならないと思っているところでございます。

そうした意味で、そういったようなことも少し皆様方の頭の隅に置いていただきながら、今日これから報告させていただきます内容を聞き取りいただきまして、忌憚のないご意見あるいはご提案等を頂戴できればと思っております。活発なご議論を期待しているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石崎廃棄物政策課長補佐：続きまして、事務局の担当職員を紹介いたします。鈴木廃棄物政策課長でございます。

○鈴木廃棄物政策課長：鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○石崎廃棄物政策課長補佐：塚本廃棄物対策課長でございます。

○塚本廃棄物対策課長：どうぞよろしくお願いいたします。

○石崎廃棄物政策課長補佐：小林廃棄物施設課長でございます。

○小林廃棄物施設課長：よろしくお願いいたします。

○石崎廃棄物政策課長補佐：当審議会の事務局を担当しております、廃棄物政策課企画係でございます。

このたび、委員の交替がございましたので、ご紹介させていただきます。お名前をお呼びしますので、恐れ入りますが、その場にご起立いただき、一言ご挨拶をお願いいたします。

イオンリテール株式会社イオン新潟青山店人事総務課長の鈴木信義委員でございます。

○鈴木委員：今、紹介にあずかりました鈴木です。よろしくお願いいたします。

私は、10年ほど前に新潟県におりまして、また10年ぶりにイオン新潟青山店に着任ということになりました。何か懐かしい感じがしますので、よろしくお願いいたします。

○石崎廃棄物政策課長補佐：ありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきます。本日の会議は、15名中12名の委員がご出席ですので、新潟市清掃審議会規則で規定しております委員の定数の半数以上の出席を満たしており、会議が成立しております。

ご発言の際は、マイクのボタンを押し、ランプが光ったことを確認してからご発言くださるようお願いいたします。なお、会議録作成のため、本審議会は録音させていただきますので、ご了承ください。

このあとは、会長より議事を進行していただきたいと思っております。会長、よろしくお願いいたします。

2. 議事

■議題（1）近年のごみ量の推移等について

事務局説明

○山賀会長：それでは、議事を進行させていただきますが、前回の審議会から時間も経っておりまして、いろいろ分からないところもあるかと思っております。ぜひ忌憚のない意見交換なり、ご質問等を出していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、議題（1）の近年のごみ量の推移等について、事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木廃棄物政策課長：資料1をご覧ください。

はじめに、各年度における家庭系ごみと事業系ごみの排出量の推移です。上のグラフ1が家庭系、

下のグラフ2が事業系のごみ排出量の推移を表しています。

家庭系ごみ量は、平成20年6月のごみの有料化と10種13分別による新ごみ減量の制度開始以降、市民の皆様のご協力により、ごみと資源の分別が進んだ結果、制度開始前の平成19年度に比べ約3割減少しておりますが、近年は、横ばいとなっております。平成29年度の家庭系ごみの総量は21万5,613トンと、前年度と比較して1,893トン、約0.9パーセント減少となりました。また、家庭から焼却施設へ直接搬入されるごみは、前年度と比較して238トン、約2パーセントの増加となりました。赤色の折れ線グラフは、各年度における1人1日あたりのごみ量です。平成29年度は487グラムと、平成28年度と比較して1グラム減少しました。

次に、グラフ2事業系ごみ排出量の推移です。平成29年度の事業系ごみの総量は8万2,442トンとなりました。純粋に事業所から排出されたごみは、許可ごみ（ピンク色：7万6,465トン）と直接搬入ごみ（緑色：2,802トン）の合計（7万9,267トン）となります。前年度と比較して868トン、約1パーセントの増加となりました。

続いて、裏面をご覧ください。グラフ3「家庭系ごみ月別排出量の推移（平成30年度速報値）」でございます。上段、▲（三角印）の折れ線は、平成28年度から平成30年度の各月におけるごみ量を表しており、赤色の折れ線が平成30年度の速報値になります。直近の9月は1万1,254トンです。下段、●（丸印）の折れ線は、資源量を表しており、直近の9月は3,561トンとなっております。棒グラフは、各月における1人1日あたりのごみ量を表しており、赤色が平成30年度となり、直近の9月は469グラムとなっております。

ページの下段をご覧ください。リサイクル率は、ごみの総量のうち、どれくらいの量がリサイクルされたかを表すものです。平成29年度のリサイクル率は26.8パーセントとなり、前年度と比較して1.2ポイント減少しました。これは、新田清掃センターでの、焼却に伴い発生する灰を溶融し、スラグやメタル（金属）として資源を回収していますが、施設の故障による停止期間がありましたので、その間、回収ができなかったため減少しました。平成29年度の、家庭系ごみ量及び事業系ごみ量の増減内訳について、下の枠の中にまとめておりますので、後ほどご覧ください。

次に、資料1参考資料「政令市における1人1日あたりのごみ量（平成28年度）」でございます。毎年、環境省で行っている一般廃棄物処理事業実態調査の結果に基づくものであります。全国で20ある政令市の平成28年度のごみ量について、1人1日あたりのごみ量の合計が少ない順に一覧にしております。ここでの1人1日あたりのごみ量は、下段の注釈（※1）にもありますように、ごみのほか、資源物や、集団回収、事業系一般廃棄物を含んだものになっております。先ほどの資料1グラフ1の1人1日あたりのごみ量とは計算方法が異なるのでご注意ください。新潟市の1人1日あたりのごみ量の合計は1,025グラムであり、政令市の中では16番目ですが、リサイクル率は千葉市に次いで2番目に高い率となっております。10種13分別により、ごみと資源の分別が進んだ結果であり、とりわけ他都市であまり行われていない、枝葉・草の資源化がリサイクル率を押し上げているものと考えています。

続きまして、家庭系・事業系ごみの組成がどのようになっているかをご説明します。資料2をご覧ください。今年の6月から7月にかけて、ごみを収集車から無作為にサンプリングし、組成調査を行いました。まず、1家庭系ごみについてです。燃やすごみの組成割合の推移を示したのが、左上のグラフです。燃やすごみの4割は、主に台所から出る生ごみである厨芥類であり、他都市も同様の割合になります。厨芥類と紙類の割合は、平成27年度の調査とあまり変化していませんが、燃やすごみ

への資源物の混入状況を示す左下のグラフでは、資源物の混入割合が平成27年より減少しました。燃やすごみの削減のためには、4割を占める生ごみ(厨芥類)の減量を避けて通ることはできません。近年、まだ食べられるのに廃棄されている食品ロスが問題となっていますので、今年度は、厨芥類を細分化して調査しました。

厨芥類40.3パーセントの内訳を、さらに細かく種類別にグラフ化したのが右の図です。直接廃棄が5.2パーセント、食べ残しが6.2パーセント、過剰除去は4.3パーセントであり、食品ロスの割合は合計で15.7パーセントとなっています。

裏面をご覧ください。(2)燃やさないごみの組成割合についてです、左下のグラフをご覧ください。資源物の混入状況には目立った変化は見られませんでした。右上のグラフ、(3)プラマーク容器包装と、右下のグラフ、分別の達成状況についても大きな変化は見られませんでした。**資料2**の2枚目は2事業系ごみの組成割合です。左上のグラフ、市から許可を受けた業者が収集する(4)許可可燃ごみについては、紙類は減少しましたが、食品系廃棄物は増加しております。家庭系と同様に食品系廃棄物を細分化して調査したところ、左下の図のとおり、食品ロスに該当する割合は22パーセントでありました。右下のグラフについてですが、許可不燃ごみは、平成27年度に行った事業所への訪問指導の効果により、分別が進んだため、清掃センターへの搬入量が減少しました。この減少により、今回の組成調査でサンプリングしたごみ袋の中の量も減りまして、これを前回調査と一概に比べることはできないのですけれども、参考としてデータを付けました。ご参考にしてください。以上で説明を終わります。

■議題(1)近年のごみ量の推移等について

質疑・応答

○山賀会長:ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、ご質問等ありますでしょうか。西條委員お願いします。

○西條委員:昨年、審議会に参加をしていますが、大変、ごみの問題は難しいなというのが率直な感想です。いくつかの委員会に参加したことはありますけれども、産業系のものでも生活にかかわると非常に難しいと思っています。

二つ教えてください。まず、**資料1**近年のごみ量の推移等について、グラフ1を拝見したのですが、確か平成31年度までのごみ処理計画があると思います。その計画には数値目標があると思うのですが、例えば平成29年度の家庭系ごみ排出量は21万5,613トンですが、これは計画に対して、どのくらいの達成割合になっているのかというのが、まず一点知りたいです。

それから、**資料1 参考資料**、政令市における1人1日あたりのごみ量で、新潟市は多いとなっていますが、この数字の見方はちゃんと分別をしてごみを出しているから増えているのか、それとも単にごみが多いのか、この見方を知りたいなと思いました。リサイクル率が高いのに、ごみ量が多いというのは、きちんとごみを出しているから、ごみの量が多いということでしょうか。広島市と随分違うのですが、広島市のリサイクル率はあまり高くないので、同じ政令市で、なぜこんなに1人1日あたりのごみの量が違うのか、ということについて、参考までにお聞きしたいと思います。以上二点よろしくお願いします。

○鈴木廃棄物政策課長:最初に、**資料1**グラフ1の家庭系ごみ排出量の推移での平成29年度の総量でございますが、これは総量比較というものはしていませんが、**資料3**の裏面を見ていただきます

と、委員がおっしゃいますとおり、新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は数値目標を立てておりまして、この表で4項目、目標値を設定しております。先ほど申し上げましたとおり、総量での比較はしていないのですが、①であれば家庭系ごみの1人1日あたり、②の事業系ごみ排出量等の目標設定はしていて、併せて平成29年度の実績を載せているといったところでございます。

まず、一つ目はこのような回答になりますが、いかがでしょうか。

- 西條委員：実際には、目標よりも、いいのか、悪いのかというのが、よく分からないのですが、家庭系ごみの最終目標（マイナス20グラム）というのは、目標よりもいい状態なのか、それとも目標に達していないのか。その見方がよく分からないので教えてください。
- 鈴木廃棄物政策課長：△（白三角印）、要はマイナスにしているのは、平成22年度実績との比較であります。おっしゃるとおり、平成31年度474グラムというのが目標値であります。そういった見方でいきますと、例えば平成28年度中間目標に対して、484グラムという目標立てをしました。その実績は488グラムで、目標に4グラム足りなかったという見方であります。
- 西條委員：ということは、474グラムに向けて、今、減らしていきっている最中で、まだ到達はしていないが、頑張っている、という感じですね。
- 鈴木廃棄物政策課長：そうです。
- 西條委員：分かりました。ありがとうございます。
- 鈴木廃棄物政策課長：もう一つ、政令市比較です。各自治体で、それぞれ家庭系ごみ排出量の計算式が異なっております。基本、統一できるのが、環境省一般廃棄物処理事業実態調査の、収集ごみと資源ごみを含めたものプラス直接搬入、それから集団回収といった量を足し上げて、人口で割って、それから年間日数で割るというやり方での1,025グラムといったところであります。広島市が841グラムの組み立ては、まだ確認できていないといった状況です。
- 西條委員：ちゃんと捨てているから、ごみの把握されている量が多いのだったらいいなと思います。ありがとうございます。
- 山賀会長：ほかに、ご質問・ご意見等ありますでしょうか。もしありましたら、最後にお伺いしますのをお願いします。

■議題（2）新潟市一般廃棄物処理基本計画について

事務局説明

- 山賀会長：続きまして、議題（2）新潟市一般廃棄物処理基本計画について説明をお願いします。
- 鈴木廃棄物政策課長：資料3をご覧ください。廃棄物処理法第6条第1項において、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることとされており、ごみの発生量や処理量の見込み、排出抑制の方策等を、計画で定めることを義務付けられています。新潟市一般廃棄物処理基本計画は、上位計画であります「新潟市総合計画」や「新潟市環境基本計画」とも整合性を図って策定され、新潟市の廃棄物行政における長期的・総合的な指針となっています。

なお、廃棄物処理法施行規則において、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項については「基本計画」で、基本計画の実施のための必要な各年度の具体的な事項については「実施計画」で定めることになっています。

一般廃棄物は大きく「ごみ」と「生活排水」に分類され、それぞれに処理基本計画を策定しています。なお、生活排水とは、家庭から出される排水であり、炊事・洗濯・風呂などで排出される「生活

雑排水」とトイレから排出される「し尿」を合わせたものを指します。右側をご覧ください。廃棄物は大きく事業活動に伴って発生する廃棄物と、一般家庭から発生する廃棄物に分けられ、さらに産業廃棄物と一般廃棄物の二つに区分されています。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた20種類のものをいいます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物であり、家庭から出される家庭系ごみ、オフィス等から出される事業系ごみ、そして、し尿に分類されます。

裏面をご覧ください。1新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について、（1）計画の概要です。現在の計画は平成24年度から平成31年度までの8年間としております。平成28年度には、実施状況を踏まえ計画の中間見直しを行いました。「市民・事業者・市の協働のもと、ともに作る環境先進都市」を基本理念とし、表中にあります「①家庭系ごみ量」、「②事業系ごみ排出量」、「③リサイクル率」、「④最終処分量」の四つの数値目標を掲げています。数値目標の達成状況の①～③については、ごみ量の推移でご説明したとおりです。最終処分量は、平成22年度と比べ、ごみ量の減少とリサイクル率の上昇に伴って大幅に減少しており、平成31年度の最終目標値である2万1,800トンと平成28年度は前倒しで達成しましたが、平成29年度は増加しました。

次に、（2）基本方針です。計画では数値目標達成に向けた四つの基本方針を掲げています。基本方針に基づき実施した各施策の実施状況については、後ほどご説明いたします。

続きまして、2新潟市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画についてです。生活排水処理基本計画とは、廃棄物処理法に基づいて策定する「一般廃棄物処理基本計画」の一部で、生活排水の処理についての基本方針を定めるものです。（1）計画の概要、①計画期間ですが、生活排水の計画期間についても、ごみの基本計画と同様に、平成24年度から平成31年度までの8年間となっております。2「生活排水処理に係る基本理念及び目標」についてです。本市は、新潟市総合計画で掲げるように、循環型社会の構築を推進しており、「ごみ」に限らず「生活排水」についても、市民が健康で、安全かつ快適に過ごせるよう、生活環境の向上を図ることを目標としております。そのため、（2）「生活排水処理施設整備の基本方針」として、生活排水を適切に処理する施設である「公共下水道」、「農業集落排水施設」、「合併処理浄化槽」の計画・整備の推進など、四つの基本方針を掲げ、取り組んでいるところです。こちらも具体的な取組みについては、後ほどご説明いたします。以上で、説明を終わります。

■議題（2）新潟市一般廃棄物処理基本計画について

質疑・応答

○ 山賀会長：ありがとうございます。今の説明に対しまして質問や意見等ございますでしょうか。

■議題（3）現計画の点検結果について

事務局説明

○山賀会長：続きまして、議題（3）現計画の点検結果について、説明をお願いします。

○鈴木廃棄物政策課長：資料4をご覧ください。現計画の点検結果のまとめでございます。現計画においては、「市民・事業者・市の協働のもと、ともに作る環境先進都市」を基本理念に、四つの基本方針のもと、各施策を展開してきました。事務局では、基本方針に基づき実施してきた個別事業について、これまでの取組みを点検し、評価と今後の課題抽出を実施しました。点検の詳細は、資料4-1から資料4-4にまとめましたが、時間の制約がございますので、重点的な部分を抜粋した参考

資料に基づき説明をさせていただきます。

資料4-1 参考資料をご覧ください。最初に、基本方針1 家庭系ごみを減らす3 R運動の推進と三者協働です。基本方針1 では、四つの基本施策に基づく各事業を実施してきました。①制度の周知と分別の徹底では、(1) 情報提供の充実として、資源とごみの情報紙サイチョプレス発行や、ごみ分別アプリの公開、ごみ減量検定などを実施してきました。(2) 高齢者、単身世帯、転入者などへの対応では、分別を間違いやすいごみをまとめた、「ごみの正しい出し方パンフレット」の配布や大学生・専門学校生向けのごみ分別制度の説明会を開催しました。(3) 雑紙、プラスチック製容器包装の分別推進では、分かりやすい呼称となるよう「プラスチック製容器包装」を「プラマーク容器包装」に変更したほか、雑がみを説明するチラシや啓発グッズを活用し、分別を推進しました。(4) ごみ分別制度の全市統一に向けた理解の促進では、焼却施設の処理方式の違いから、分別制度が異なっていた巻広域地区において、平成30年4月から10種13分別に変更され、全市域で分別方法が統一されました。

続いて、②意識啓発・環境教育の推進です。(1) 幅広い年齢層への環境教育の充実として、未就学児・小学校低学年向け出前講座や、希望する小学校には小学4年生に、ごみ収集車体験講座を実施しました。

次に、(2) 地域における意識啓発・環境教育活動の推進では、使い捨て容器の削減とリユース食器普及のため、平成29年度まで利用料の助成事業を行いました。

次に、③3 R・生ごみ減量の推進に関する取り組みです。(1) マイバッグ運動などリデュースの推進では、市民・事業者・市が連携し、マイボトルキャンペーンを実施しました。(2) 古布・古着などのリユースの推進では、市内8か所で拠点回収を行っているほか、エコプラザなど市内3か所で不用品のリサイクル提供事業を実施しました。(3) 使用済小型家電等の新たなリサイクルの推進では、市内52か所で拠点回収を実施し、回収した小型家電は福祉作業所で分解・選別され、有用な金属などを資源化しました。(4) 生ごみ減量・リサイクルの推進については、後ほど詳しくご説明します。(5) 集団資源回収や拠点回収におけるリサイクルの推進では、市民団体が行う古紙類などの集団資源回収には、回収量に対する奨励金を交付するなど、団体の活動を支援しました。また、市内17か所で古紙類の拠点回収も行いました。

④市民・事業者・市の協働した体制づくりに関する取り組みです。(1) クリーンにいがた推進員制度の充実では、地域における3 Rの推進や適正な分別排出などの普及啓発を図るリーダーとして、多くの方から活動していただきました。

最後に、(2) 三者協働による推進体制の整備の取り組みについては、記載のとおりです。

裏面をご覧ください。生ごみ減量・リサイクルの推進についてです。左上は、家庭系生ごみ減量・資源化対策事業の実施状況の変遷です。地域における生ごみ堆肥化活動では、市内3か所に業務用生ごみ処理機を設置し、地域での生ごみの堆肥化を支援しました。生ごみ減量運動推進事業では、一人ひとりのライフスタイルにあった減量方法に取り組めるよう、各種講座を開催しました。家庭系生ごみ減量化対策事業では、生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機の購入費補助を行いました。段ボールコンポストの普及では、市オリジナルの段ボールコンポストを製作し、販売しました。平成29年度までは、使い方講座も実施しました。

最後に、乾燥生ごみ拠点回収事業では、電動生ごみ処理機で処理した乾燥生ごみを拠点で回収し、舞平清掃センターで堆肥化しました。

基本方針1の評価と課題について、もう一度資料4をご覧ください。計画に基づく施策はすべて実施し、ごみの分別や3R意識の啓発に一定の効果が表れたと考えております。課題については、ごみの組成割合の中でご説明したとおり、資源物の分別をさらに徹底するとともに、燃やすごみの約4割を占める生ごみの減量対策について、引き続き強化する必要があります。また、新たに食品ロス削減といった課題もあります。高齢者への対応や、単身世帯・転入者への効果的な周知方法も検討しなければなりません。市民・事業者・市の三者協働による推進体制の整備については、3R優良事業者認定制度の申請が伸び悩んでいるなど、十分とは言えない状況と考えています。

続きまして、資料4-2参考資料をご覧ください。基本方針2事業系ごみの排出抑制と資源化の推進です。基本方針2では、四つの基本施策に基づく各事業を実施してきました。①制度の周知徹底では、(1)事業系廃棄物処理ガイドラインの作成と(2)排出事業者訪問指導では、「事業系廃棄物処理ガイドライン」を平成25年度に改訂し、ガイドラインに基づき、訪問指導を実施しました。

続いて、②排出事業者のごみ減量への動機付けです。(1)3R優良事業者認定制度は、ごみの減量・3Rを積極的に取り組む事業者を顕彰する制度として、平成25年度に開始しました。(2)ごみ減量がコスト削減につながる方法の提案は、記載のとおりです。

次に、③分別及び資源化の促進に向けた誘導に関する取り組みです。(1)古紙搬入規制の徹底、(2)びん・缶の搬入規制では、事業系廃棄物処理ガイドラインに基づき、市の処理施設へのびん・缶などの資源物や産業廃棄物である廃プラスチック類、ペットボトルの搬入を規制するとともに、定期的に施設での展開検査を実施しました。

なお、減量計画書などによる計画的な取り組みの促進についてですが、一定の面積以上の事業用大規模建築物の所有者には、「減量計画書」の提出や減量及び適正処理の業務を担う「廃棄物管理責任者」の選任、廃棄物及び再生利用対象物の保管場所の設置を義務づけており、その実績を参考にお示ししました。(3)食品廃棄物(学校給食残渣)の再生利用・資源化では、学校や幼稚園から排出される調理くずや食べ残しなどの給食残渣について飼料化・堆肥化を実施しました。

最後に、④産業廃棄物の混入防止については、記載のとおりです。

基本方針2の評価と課題について、再度資料4をご覧ください。事業系廃棄物処理ガイドラインを改訂し、展開検査による資源物等の搬入規制を徹底した結果、平成27年、平成28年度は中間目標値を達成することができました。課題としましては、継続的な減量につなげるため、コスト削減効果などの経済的視点を考慮した、事業者への動機付けを強化する必要があると考えています。

続きまして、資料4-3参考資料をご覧ください。基本方針3違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進です。基本方針3では、三つの基本施策に基づく各事業を実施してきました。①ごみ集積場における違反ごみ対策に関する取り組みです。クリーンにいがた推進員と連携しながら、ごみ出しマナーの向上を図ることで、違反ごみの減少を目指しました。ごみ集積場設置等補助では、ごみ集積場の設置や修繕、看板の設置費用を補助しました。

次に、②ごみ資源物のごみ集積場からの持ち去り行為の禁止に係る周知及び取締りでは、清掃事務所職員による、ごみ集積場の早朝巡視の実施により、実際に市民と接しながら、日頃のごみ分別に対する相談業務を行いました。

次に、③地域と連携した美化活動では、地域での美化活動への意識向上を図るため、ボランティア清掃への参加を促進しました。基本方針3の評価と課題について、資料4をご覧ください。評価としましては、「プラマーク容器包装」、「特定5品目」への分別呼称の変更や、クリーンにいがた推進員

との連携等により、違反ごみや持ち去り等の件数は減少しました。また、ボランティア清掃や一斉清掃の支援により地域の美化活動を推進し、参加者数が増加するなど一定の効果が表れました。課題としましては、自治会の集積場に比べて、共同住宅の集積場での違反ごみの割合が高いことから、引き続き分別の周知を行っていきます。ボランティア清掃には、毎年多くの大学生や専門学校生に参加していただいておりますが、循環型社会形成の機運醸成のため、今後も新入学生に参加を呼びかけるなど、若年層への更なる美化啓発を図っていきます。

続きまして資料4-4参考資料をご覧ください。基本方針4収集・処理体制の整備です。基本方針4では、四つの基本施策に基づく各事業を実施してきました。①安定的かつ効率的な収集運搬体制の構築では、亀田清掃センターへのごみの集約化など、より効率的な施設運営を推進するための見直しを実施してきました。

②効率的な適正処理・処分の実施では、施設運営の委託化を図るとともに、安全・安定的に処理が行えるよう適切な改良工事を実施しました。また、焼却後発生する熔融スラグを有効利用することで、埋立地の延命化を図りました。

③廃棄物処理施設のあり方の検討では、焼却施設の運転停止による中継施設化や更新、延命化のための基幹改良工事を実施しました。グラフは、焼却施設の稼働率を示しています。新津クリーンセンターの焼却・粗大処理施設廃止による中継施設化により、平成28年度以降の稼働率は84.8パーセントまで上がりました。

④大規模災害に備えた事前の体制整備に関する取り組みとして、平成28年3月に「新潟市災害廃棄物処理計画」を策定しました。基本方針4の評価と課題について、資料4をご覧ください。評価としましては、ごみ分別の推進や人口減により、ごみ量が減少するなか、経済性・効率性の観点から旧合併市町村の小規模施設での処理を見直し、発電設備を有する施設（新田清掃センター、亀田清掃センター）への集約を進めたことで、安定的かつ効率的な処理・処分を実施しました。

また、大規模災害に備えて「災害廃棄物処理計画」を策定し、想定される災害を具体的に設定し、発生する災害ごみに対しての課題を抽出しました。課題としましては、人口やごみ量の変動を踏まえ、今後の収集体制や施設のあり方について検討を進める必要があると考えています。また、近年災害が多発していることから、災害廃棄物処理の実効性を高めるため、災害廃棄物の仮置場を事前に検討したり、関係機関との連携確認、施設や装備の点検や見直しを行っていく必要があると考えています。「家庭系ごみのさらなる減量」、「事業系ごみの減量・資源化」、「ごみ量の減少に伴う効率的な処理体制の確立」、「災害対策のための、体制構築と施設・装備の整備」は、次期計画においても、取り組むべき課題と考えております。

続きまして、資料5参考資料をご覧ください。2枚ものになっておりますが、2枚目の資料になります。一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の取組みをご覧ください。1「生活排水の処理計画」では、三つの処理形態により生活排水の適正処理を推進しています。

(1) 公共下水道は、「普及率」、「接続率」とともに増加しました。これまで、市街地など人口密度の高い区域や地域の実情を考慮した接続意思の高い区域を優先的に整備するなど、効果的な整備を進めたほか、下水道が整備された区域については、下水道への接続勧奨のため、職員による重点的な訪問勧奨活動をあわせて実施しました。

(2) 農業集落排水施設ですが、計画策定時、8地区で供用されていた排水施設は、公共下水道への編入を推進することで、効率性の高い施設管理を目指しました。これまでに、西島・西山・江口・

横戸・曾野木の5地区での下水道編入を完了しました。

(3) 合併処理浄化槽ですが、市が合併処理浄化槽を設置し、維持管理を行う「新潟市公設浄化槽制度」を平成23年度から開始し、これまでに187基が設置されました。また、それ以外の地域については、合併処理浄化槽の設置費用を補助する「新潟市浄化槽設置整備事業補助金」を交付することで、生活排水の処理を推進しました。

続いて、2し尿・浄化槽汚泥の処理計画についてです。公共下水道などの普及により、し尿・浄化槽汚泥の発生量は年々減少を続けております。減少するし尿・浄化槽汚泥を効率的に処理するため、老朽化してきた「巻し尿処理場」では、平成22年から大規模改造を行い、平成24年度「巻処理センター」として再稼働しました。また、同じく老朽化していた「白根し尿処理場」を停止することで、施設の稼働率を上げてまいりました。

(2) 安定的・効率的な収集体制の構築として、平成28年3月「新潟市合理化事業計画」を策定しました。この計画では、し尿・浄化槽汚泥の減少によって影響を受けている収集業者の経営を支援することで、し尿・浄化槽汚泥の適正な処理を確保するとともに、収集業者の業務の安定を保持することを目的としております。

最後に、3市民への広報啓発活動として、生活排水処理の推進にかかる市民啓発に努めました。(1) 環境保全活動の充実と支援として、毎年、小・中学生を対象に「環境教育副読本」を配布し、毎年10月に開催される「環境フェア」や環境総合サイト「エコやろてば」を通じた、環境関連講座の情報や市民団体の活動報告など環境情報の提供に努めました。

また、(2) 下水道の広報と啓発としては、9月の「下水道の日」にあわせて開催される「下水道まつり」や小学校への出前講座で、下水道の重要性について広く理解と協力を得られるよう啓発活動に取り組みました。

最後に、(3) 生活排水対策の広報と啓発として、リーフレット「水環境を考える」や「浄化槽の適正な管理」を作成・配布することで、生活排水対策の必要性について啓発に努めました。

なお、生活排水の基本計画につきましては、下水道計画等と調整を図りながら事業を進めていく性質のものであるため、本審議会への諮問事項とはいたしません。以上で、説明を終わります。

■議題(3) 現計画の点検結果について

質疑・応答

○山賀会長：ありがとうございます。かなりボリュームのある内容でしたが、資料4が点検のまとめになっています。参考資料4-1から参考資料4-4までが取組みの成果を数字であらわしたもので、その成果に対する評価が資料4-1から資料4-4、資料5までになっており、点検結果のまとめで評価と課題も最終的にまとめられているという内容でした。今までのご説明に対しまして、ご質問等ございますか。

○西條委員：一つお聞きしたいのは、事業系ごみの排出抑制と資源化の推進で、本日配っていただいたガイドラインを配って、導入後はごみの量が減少したけれども、今、横ばい状態ですという説明だったと思います。あとは、事業者へのごみの減量をしようという動機付けの取組みの強化が課題だとありました、主には、ごみを減らすといいことがあるよというような認定制度だと思うのですが、この認定制度を受けて、具体的に事業者にはどんなメリットがあるのかということと、さらに、ごみを減らしたくなるのだったら、もっと本当に具体的に経済的な効果がある、例えば、よく土木系だと、

何か達成すると入札のときに点数が付くとかというのがあったりすると思うのですが、そういった目に見える経済的な効果があるような動機付けを考えたりされているのかお聞きしたいです。

○鈴木廃棄物政策課長：3R優良事業者認定制度でございますが、委員がおっしゃったとおり、事業者にはメリットがなかなか感じられないというのが率直な事業者の意見でございます、私どものほうも話の中には入札での特典、メリットみたいなものを付けられないかなといったところは今現在、課題となっております、もう少し、このようなことも見極めながら、見直していきたいと思っております。

○西條委員：ありがとうございました。

○山賀会長：ほかに、ご質問・ご意見等ありますでしょうか。関谷委員、お願いします。

○関谷委員：詳細な説明、ありがとうございました。非常に真剣に取り組んでいらっしゃる、結果を出しておられる実態はよく分かったのですけれども、結果的に人口減少の中で、ごみが自然と減っていった、それに伴い、処分施設等も設備を縮小・効率化して、最終的に適切に処理をするという考え方なのですけれども、これからの新潟市の財政とか、あるいは、いわゆる下水道のインフラの老朽化の問題を考えると、ごみをネガティブに捉えるのではなくて、世界的には資源として再利用するという考え方が主流になっているので、攻めると言いますか、戦略的にごみを資源としてみなして、それをこれから発生するさまざまな公的負担の部分につなげていくという、世の中ではサーキュラー・エコノミーという言い方をするのですけれども、そういう考え方を意識する必要があるって、その中で現状の報告を見ると、やはりレアメタルの問題ですとか、バイオマスだったり、いわゆる資源という視点からすると、結果がむしろ縮小しているように見えて、どちらかというところと普及活動にすごく専念されているという印象を余儀なくされるのですけれども、これは非常に無理なお願いをしていると思うのですが、やはり納税者の立場からすると、やはり少しでも将来的な人口の社会的変化の中で発生する部分を、こういう問題をプラスに転換して、そういう負担を減らすという一つの考え方とかパスというものも、これからの一つの計画の中に、ぜひご検討いただきたいという印象を持っています。

○小林廃棄物施設課長：委員がおっしゃったとおり、ただごみを処理して終わりということではなく、資源としてというお話では、現在でも焼却で発生した熱を利用して発電をし、それを売却しております。売却ということは、市に収入が入るということですし、かつ結果として、ほかの方法による発電が減っていく、つまり再生可能エネルギーの一つとしての取組みは進めております。それはこれからも進めていきますし、また環境部全体では、そういった再生可能エネルギーを、地域でもっと活用ができないかということも、今検討を始めているところで、そういった方向には、こちらが知恵を出したり、あるいは知恵をいただいたりしながら、資源として活用するという方向は進めていきたいと思っております。

○住吉委員：詳細な報告、ありがとうございました。一点お聞きしたいのですが、基本方針1の3R運動の推進と三者協働というものがあります。この三者というのが、市民・事業者・市の三者だと思っておりますけれども、内容を見てみますと、市民と市、あるいは事業者と市は分かるのですが、この三者協働で体制を作るということは、システムを作るとのことだと思っておりますが、これは、どのような形で今現在されているのか、少し読み取りづらかったので教えていただけたらと思います。

○鈴木廃棄物政策課長：基本的に、三者というよりは、委員がおっしゃるとおり市民と市、事業者と市ということになるのですけれども、それを相対ということではなくて、この三者が一体となって家庭系ごみ、事業系ごみを減量、リサイクルしていかなければいけないかなという意味合いです。

○住吉委員：ということは、三者というのは、三者が協働するというよりは、ということですか。

○鈴木廃棄物政策課長：分かりやすい取り組みでご紹介しますと、ペットボトルの使用を減らそうとして、マイボトルキャンペーンを市独自でやっておりまして、このキャンペーンを受けてくれるコンビニなどの事業者、そして今度利用する市民の方がいるという、分かりやすく言うと、こういった事例での取り組み、要は三者協働という感じであります。

○住吉委員：分かりました。ありがとうございました。三者協働がまだ十分に、これから体制がというようなお話が先ほどありましたけれども、これからもう少しそれを推進するということでよろしいのですか。

○鈴木廃棄物政策課長：はい。非常に私どものほうも啓発・啓蒙しておりまして、ご理解いただいて、ご利用いただける方も増えてきているというのは感じているのですが、なかなか大きく広がらないといったところもあります。昨今、廃プラごみという一つの課題、問題が出ている中で、マイボトルキャンペーンのような取り組みは、逆に追い風になるのかなということも感じておりまして、そういった動向を見ながら、併せて進めていきたいと思えます。

○住吉委員：分かりました。ありがとうございました。三者協働となると、なかなか見えづらいというか、やはりシステムだと思うので、それがうまく活用して流れていくというのがいいなと思いました。ありがとうございました。

○山賀会長：ほかに、ご質問・ご意見ありますか。西海委員、お願いします。

○西海委員：私の勉強不足かもしれませんが、例えば紙類、ペットボトル類に関しては、かなり資源化が新潟市はやられていると思うのです。少し分からなかったのは、食品残渣系です。家庭から出る食品残渣もちろんありますし、事業系、例えば小売店や新潟だと食品会社も結構多いので、それと農家からもかなり食品残渣系が出てくると思えます。これに対して、どのような、概念ではだいたい分かるのですけれども、少し見えてきませんので、例えば、今までどうやって、ここまでの計画で推進活動をされているとか、それから、これから考えないといけないと思うのですけれども、どうやってやるべきなのかということを知るように説明していただけませんか。

○鈴木廃棄物政策課長：生ごみを含めた残渣系でございますけれども、一般家庭での堆肥化、要はリサイクルの取り組みとしては、回収拠点に生ごみを持って行って、それを堆肥化するというものもありますし、段ボールコンポストを買ってもらって個人で堆肥化するというものもありますし、もう少し大きい、緑色のプラスチックのコンポストの設置補助制度による堆肥化の推進をしているといったことが、一般家庭の取り組みでございます。また、事業系では、市の関係でいきますと、学校給食で出る食品残渣を飼料化したり堆肥化したりといった取り組みを行っております。ただ、前段の家庭系の堆肥化の取り組みも、なかなか広がりが薄いというのが現状であり、課題であります。

○西海委員：よく分かります。多分、これからどうしないといけないかは大切だと思います。

○山賀会長：石井委員、お願いします。

○石井委員：古着と古布の回収のことなのですけれども、地域で古着の回収をしようと思ひまして、手引きを見たのですけれども、割合に簡単にできるかなという、皆さんもお家でお持ちの方がたくさんいると思うので、そういうことをやろうと思って、実施したのですけれども、いざ回収するという時点で、回収業者から来ていただいて、そしてお話を聞きましたら、なかなかとても手引きについているような状態では回収できないのですよね。本当に今すぐ自分が着るような状態のものでないと回収できない。そういうところから、手引きでは、とても簡単になっているようだけれども、もっと

詳しく教えていただきたいと思うのと、それから、古着を回収した先は、どこへどのようにしていくのか教えていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○塚本廃棄物対策課長：古布・古着につきましては、拠点回収ということで現在、市内で8か所、場所を設けさせていただきまして、直接提供していただく方からおいでいただいて出させていただくという方法と、集団資源回収団体に登録していただいて、古紙類のほか、古布・古着という形で回収していただくというやり方と、二つございます。基本的に、拠点回収で回収したものについては、韓国会社を経由して東南アジアに出荷されるという話を聞いております。やはり当然、着るということが前提でございまして、商品価値がないものについては、極力絞って収集しているという話も聞いたことがございますが、逆に、業者のほうで一回手に渡ったあと、使えないと分かると、それが例えばぬいぐるみの中身になったり、あとはほかの用途で使うというやり方も聞いております。

いずれにしても、古布・古着につきましては現在、市況が過去3年のトレンドを見ても若干ではございますけれども、金額は上がっているという状況でございまして、どういったクオリティのものを出されたかというのは、把握してございませんけれども、集団資源回収に登録いただいて、古布・古着を回収するということになれば、市としても、こういう形で収集、もしくは、こういう形のものが商品価値がございましてというようなご相談はさせていただきたいと思っております。

○石井委員：分かりました。

○山賀会長：ありがとうございました。ほかに、いかがでしょうか。議題（3）は終わります。

■議題（4）ごみ処理手数料収入の用途について

事務局説明

○山賀会長：続きまして、議題（4）ごみ処理手数料収入の用途について、事務局からお願いします。

○鈴木廃棄物政策課長：ごみ処理手数料収入の用途について、ご説明させていただきます。まずはじめに、平成29年度決算です。[資料6-1](#)をご覧ください。ごみ処理手数料収入につきましては、指定袋の有料化に伴い、資源循環型社会促進策や地球温暖化対策、地域コミュニティ活動の振興に充てることで、市民の皆さまへ還元することとしています。まず、こちらの決算書の収入になります。指定袋及び粗大ごみ処理券の「ごみ処理手数料収入（A）」は9億65万8,451円でした。次に、必要経費としての「指定袋作製等経費（B）」は3億4,369万8,606円を支出しました。「ごみ処理手数料収入（A）」から「指定袋作製等経費（B）」を差し引いた市民還元事業の財源は5億5,695万9,845円でございます。「市民還元事業」の支出は、「①分別意識の向上と啓発」から「⑭地域活動への支援」までの計14事業の合計となり、財源と同額の5億5,695万9,845円を全て市民の皆さまに、還元させていただきました。なお、「⑧古布・古着の拠点回収費」が、マイナスの執行となっておりますが、これは、古布・古着の売払い額が回収の委託料を上回ったため、収入が発生しておりまして、この収入は他の市民還元事業の財源として充てております。

また、資料の裏面は「⑭地域活動への支援」である「地域活動補助金」の対象事業の内訳です。ご参考いただければと思います。

続きまして、今年度、平成30年度の市民還元事業の予算についてご説明します。[資料6-2](#)をご覧ください。各事業の概要につきましては、[資料6参考資料](#)「平成30年度予算 市民還元事業の概要」をご覧ください。対象事業の内容については、平成29年度と大きな変更はありません。①から⑭の対象事業については、平成29年度も平成30年も変更はないということでございます。なお、

市民還元額は歳入の「ごみ処理手数料収入」から歳出の「1 指定袋作製等経費」を差引いた、5億4,967万円を平成30年度の市民還元事業としての予算として見込んでおります。以上で、説明を終わります。

■議題（４）ごみ処理手数料収入の用途について

質疑・応答

○山賀会長：ありがとうございます。今ほどの説明につきまして、ご質問・ご意見等ありますでしょうか。

議題につきましては、すべて説明していただきました。今回は資料が多いですし、内容もボリュームがありましたので、全般をとおして、もう一度振り返ってご質問やご意見等ありましたら挙手をお願いいたします。石井委員、お願いします。

○石井委員：乾燥生ごみの拠点回収のお話を聞いて、説明会には参加したのですが、今、どのくらいの方というか、利用率というのはどのくらいなのでしょう。

○山賀会長：事務局、お答えいただけますか。資料4-1 参考資料の裏に関係していますか。

○鈴木廃棄物政策課長：会長がおっしゃるとおり、回収量につきましては、資料4-1 参考資料で平成27年度から量のほうをお示ししておりますが、人数は分からず、参考までに持ち込み件数ですと、平成27年度で853件です。

○石井委員：それは8か所の拠点での合計の持ち込み件数ですか。

○鈴木廃棄物政策課長：9か所の合計です。

○石井委員：説明会のときですと、お話を大勢で聞いたのですが、その後のお話は全然聞こえてこないし、どなたもお話しにも挙がらないというか、お家の生ごみを持って行って乾燥して持ってくるというところに、何か皆さん大変だということもありますし、その意義があるのかなという感じがします。今の件数を9か所で割ると本当に数えるほどしか利用することはないような気がします。ありがとうございました。

○山賀会長：ほかは、いかがでしょうか。関谷委員、お願いします。

○関谷委員：先ほど非常に難しいお願いをさせていただいたのですが、議論だけ言うだけでは何なので、一つの考え方をお話ししたいと思うのですが、先ほどごみを資源として積極的に活用するという話なのですが、欧米の場合、それが堆肥として利用されているというケースが多いのです。非常に微生物が盛んで、いわゆる農場の収穫率が圧倒的に上がるということで、有機栽培も可能になるというパーマネントカルチャーと言われるような仕組みの中にある考え方なのですが、例えば、市民還元事業の中を見ても、7番の家庭系生ごみ減量化の推進みたいな、そういう部分に先ほど言ったような、ごみを資源として捉えて、優良な堆肥を作って、これから空き家とか空き地というのが非常に増えていく中で、そういう土地の中に堆肥を使って、ある種の菜園を作って、少しでも地域の食の供給の助けになるような、そういう考え方もできると思うのです。

例えば、いわゆる予算配分を見ると、先ほど言った家庭系生ごみ減量化の推進という部分は、際立った予算も配分されていませんし、リサイクルも先ほど言ったように推進しているとは言い難い部分もあるので、例えばなのですが、そういうようなことをして、それをする方たちに対して何らかの補助を与えるというような、世の中的には、もう公共サービスという、薄く広くサービスをしていく限界というものを痛感していて、オフグリッドという、自分たちでできることは自分たちでやっ

て、足りない部分を行政にいろいろなサービスを供給するという考え方に世界的にシフトをしていますから、そういう中で、こういう身近なごみというものが扱い方によっては自分の家計のプラスになるというようなライフスタイルの提案も考える時期にきているのではないかということが、私自身の考えであり、やるとしたら、例えばそういうことが考えられますという提案で締めくくらせていただきたいと思います。

○山賀会長：ありがとうございました。ほかに、よろしいでしょうか。

以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。現計画の中身と成果を、まだ途中段階ですが、成果についてご報告いただきました。これがまた次の計画の基盤の一つになると思いますし、平成24年に作られたこの計画は、そこから人口減少やインフラ資産の問題など、さまざまな社会状況の変化を踏まえ、改めて考え直すこととなります。今後も引き続き、来年度の計画の審議に向けて、皆さんのほうでもいろいろ調べていただきたいですし、分からないことがありましたら、廃棄物政策課にご質問いただければと思います。

3. 連絡事項等

○山賀会長：それでは、事務局より連絡事項について説明をお願いします。

○鈴木廃棄物政策課長：何点か、まず一つ目ですけれども、今ほど委員長からありましたとおり、本日ですべて確認できるということではできませんので、資料の最後に付けましたA4の1枚ものの照会票というものをお渡ししますので、細かい小さいことでも結構ですので、ここを聞きたいということがあれば、後ほど事務局の廃棄物政策課へお送りいただければと思います。

続きまして、今回の点検結果を踏まえまして、2020年から新計画となります、この計画ですけれども、次回の審議会で諮問させていただく運びとなります。来年度は5月から9月までほぼ毎月、審議会を開催することとなりますので、お忙しい中でございますが、ご出席をよろしくお願いします。併せまして、ごみ処理手数料の改定については、こちらのほうも、その場面があるのですけれども、7月頃に諮問させていただくこととなりますので、ご承知おき願えればと思います。

最後でございますが、次回の審議会につきましては、年明け平成31年3月中旬頃を予定しておりますので、なるべく早めに皆様との日程調整を図りたいと思います。よろしく申し上げます。以上でございます。

○山賀会長：ありがとうございました。ただいまの説明にご質問ありますでしょうか。それでは、これもちまして、本日の審議を終了いたします。